

## 第1条（目的）

本施設はスポーツを通じて、会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、会員相互のコミュニケーションを深め、併せてスポーツ文化の普及に寄与することを目的とします。

## 第2条（会員及び利用者）

本店が本施設の利用を承認した方を会員と定めます。

尚、会員種類の廃止、利用条件の変更については事前に告知するものとします。

会員ならびに本施設を利用チケット及び体験者、会員の同伴又は紹介その他により会員以外で本店が本施設の利用を認めた個人を総称して、利用者と称します。

## 第3条（入会資格）

本施設の会員は、次の各号の全部に適合する方に限ります。

記

本施設の目的と主旨に賛同し、本規程、細則その他当店の定める規則等を守れる方

健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方

暴力団、暴力団関係企業に属する者もしくは関係者又はこれらに準ずる反社会的勢力ではない方

心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方

20才未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を所定の書類にて得た方。この場合、保護者は本規程の定める規則等に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

過去に除名となっていない方、過去に会員として在籍して会費・諸料金を滞納していない方  
その他本店が入会に適さないと判断した以外の方

## 第4条（入会手続き）

入会手続きについては以下の通りとします。

記

本施設の利用を希望される方は、所定の電子申込に所要事項を記載し、所定資料を提出して入会申込手続きを行い、本店が定める入会金、初月の会費、事務手数料を納入していただきます。

会員の資格は、前号に定める事項の全部を完了し、お客様の承認が得られたときに発生します。

## 第5条（入会金及び事務手数料等）

入会金は別途定める金額とします。一旦支払われた入会金は理由の如何にかかわらず返金いたしません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、返金いたします。

会員は、入会時、再入会時、入会施設の移籍時、その他の手続において、本店が別に定める各種の事務手数料等の諸料金を支払うものとします。

## 第6条（会費と開始日）

会費は当店が別に定める額とし、会員は当店が定める方式により会費をお支払いいただきます。尚、会員制ですのでご利用のない月も会費のお支払いは必要となります。

入会時には、当月(日割り計算)と前払いとして翌月のお支払いをご請求いたします。支払いは、毎月 20 日に登録のクレジットカードから引き落とされます。

会員様が、本規約に基づく当社への支払いを遅滞した場合、会員様は年 14.6%(365 日割計算)に基づく遅延損害金を、元金と共に当社に対して支払うものとします。尚、退会された時、日数が残っていたとしてもその差額の返金は致しません。

年契約会員様が 1 年を経たず、解約もしくはプラン変更をした場合は利用した月会費の差額を当社に現金にて支払うものとします。

#### 第 7 条 (利用資格)

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。

記

飲酒・体調不良等により、正常に本施設を利用することができないと本店が判断した方  
刃物等危険物をお持ちの方

会費、事務手数料等の滞納がある方

本店又は他の利用者との紛争が解決していない等、本施設を利用することが適当でないと本店が判断した方

第 3 条の各号を満たすことができない方

#### 第 8 条 (施設利用)

記

会員はその種類に応じ本施設を利用できます。

本店は本施設の一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。

本店は施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。

本店は下記の事由により施設の利用を制限することができます。

(1)施設の改修、点検を行うとき

(2)本店の主催する特別行事を開催するとき

第 1 5 条に定める休業日においては、施設の利用はできません。

#### 第 9 条 (会員資格の譲渡及び名義変更)

会員の資格は、本店が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

#### 第 1 0 条 (会員資格の喪失)

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

記

退会したとき

死亡したとき

第3条に定める会員資格に適合しなくなったとき

第12条により除名されたとき

第11条（禁止事項）

利用者は、本施設の利用に際して、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。利用者が当該行為を行った場合、当店は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の利用中止、本施設からの退去を求めることができます。

記

他の利用者や本施設のスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、掴んだりする等の暴力行為  
窃盗、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為

本施設の器具・備品等の損壊並びに備品等を持ち出す行為

本施設への落書き、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損する行為

刃物など危険物を本施設内へ持ち込む行為

物品販売や営業行為、ビラの配布、金銭の貸借、勧誘行為、署名活動、政治活動、宗教活動  
酒気を帯びて本施設へ入館、利用する行為

当店の許可なく本施設の設備、備品や特定のスペースを独占する行為

他の利用者や本施設のスタッフを誹謗、中傷する言動

大声、奇声を発したり、他の利用者や本施設のスタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑  
行為

物を投げる、壊す、叩くなど、他の利用者や本施設のスタッフが恐怖を感じる危険な行為  
他の利用者や本施設のスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけたり、  
個人的交友を強要する等の行為

正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本施設のスタッフを拘束する等本施設のスタ  
ッフの業務を妨げる行為

許可なく本施設内の撮影をすること

動物を本施設内に持ち込むこと

第12条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当店は当該会員を除名することができます。

但し、各号に該当する具体的事情によっては、当店は当該会員に是正を求めることができる  
ものとし、当店は是正の状況等を考慮の上、当該会員を除名するか否かの判断を行うものと  
します。

記

入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき

会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき

入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき

他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序を乱したとき

その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき

本施設又は、当店の名誉又は信用が傷つけられたとき

施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして当店・従業員を著しく困惑させたとき

第11条のいずれかの号に該当する行為があったとき又は本規程、に違反したとき

上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。尚、会費の返金に関しては、第8条を準用します。

#### 第13条（退会）

解約手続きをすると次回支払い日以降はサービスを受けられなくなります。解約手続きは直接店頭にお越し頂くか、メールもしくは電話にてご連絡をいただき解約することができます。解約は、支払いが実際に行われることのないよう、次の支払いの少なくとも3日前までにご連絡下さい。

尚、所定の手続きを完了していない場合は退会希望月の翌月の退会となります。

滞納の会費等がある場合は完納いただきます。会員は退会後も滞納の会費等がある場合には、お支払いの義務を負うものとします。

#### 第14条（諸規則の遵守）

利用者は本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程の定める規則等に従うものとします。

#### 第15条（休業日）

祝日、年末年始、夏季休業、設備点検・修理、施設の改装、並びに当社が定める日を休業日とします。

#### 第16条（営業時間）

施設の定める営業時間とします。

#### 第17条（当店の免責）

利用者は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当店は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について当店の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

また、利用者相互の行為によって怪我、事故等が生じたときは、当該利用者が各自の責任と費用においてこれを解決するものとします。

#### 第18条（利用者の責任）

利用者が本施設の利用に関して、当店、他の利用者、第三者に損害を与えたときは、その賠償をしていただきます。

又、会員が同伴もしくは紹介して本施設を利用される方については、同伴もしくは紹介した会員が当該利用者と連帯して責任を負うものとします。

物損においても利用者の過失で鏡、棚、器具などが破損した場合は、当社が見積もりした請求額を利用者が負担するものとします。

#### 第19条 (諸料金の変更)

当店は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。当店は入会金・会費・利用料等を改定する場合には、改定月の1ヵ月前までに会員に告知します。

#### 第20条 (閉鎖又は利用制限)

当店は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、同時にすべての会員との契約を解除することができます。あらかじめ予定されている事項については、本施設の全部を閉鎖する場合はその旨を1ヶ月前までに、その他の場合もその旨を1ヶ月前までに会員に対して告知します。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。また、本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で他の施設を利用できる措置を講じます。

#### 記

法令が制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき

天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき

気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行うことができないと当店が判断したとき

著しい社会・経済情勢の変化があったとき

法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合

当店が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

#### 第21条 (個人情報保護)

当店は、個人情報の取扱いに関する個人情報保護ポリシーを策定し、遵守するとともに、利用者の個人情報をより安全、適切に取り扱います。

#### 第22条 (拾得物)

利用者が本施設に忘れ物又は落し物(以下「拾得物」という)をされた場合、速やかにその旨を本施設に申し出るものとします。

当店は、当店が別に定める保管期間を経過した後に、拾得物を処分することができるものとします。

また、当店は、食料品、生花など腐敗等により衛生上の問題が生じると判断した場合、当該保管期間に係らず拾得物を処分することができるものとします。

拾得物を拾得された利用者は、本施設に当該拾得物を引き渡したことをもって、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

#### 第23条 (発効)

本規程は2022年1月1日より発効とします。